

3 年金指導課

平成 22 年 1 月、社会保険庁が廃止され日本年金機構が設立されたことに伴い、公的年金に係る事業は、厚生労働大臣がその財政責任・管理運営責任を担う一方、日本年金機構は厚生年金保険法等の規定により事務の委任又は委託を受け、厚生労働大臣の監督の下でその運營業務（適用・徴収・記録管理・相談等）を担うこととされました。

年金指導課は日本年金機構設立と同時に新設され、近畿管内（2 府 5 県）の日本年金機構の各年金事務所が行う滞納処分等の認可等を行っています。

（1）日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可

① 概要

厚生年金保険等の保険料の徴収に関し、これまで国（社会保険庁）が行っていた滞納処分等は、厚生年金保険法等の規定により事務の委任を受け、日本年金機構においても実施することとされました。

そして、機構が行う滞納処分等の公正性、客観性を担保するとともに、国の監督体制を十分に確保するため、機構が滞納処分等を実施するに際しては、厚生労働大臣の事前認可が必要とされていることから、地方厚生局長が権限の委任を受け、この滞納処分等に係る認可を行っています。

② 実績

平成 24 年度から平成 26 年度における実績は、以下のとおりです。

（単位：件）

	24 年度	25 年度	26 年度
認可件数	315,045	311,697	305,769

（2）日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び保険料等の収納を行う職員の認可

① 概要

滞納処分等の認可と同様、滞納処分等を実施する職員の任命についても厚生労働大臣の事前認可が必要とされていることから、地方厚生局長が権限の委任を受け、日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び保険料等の収納を行う職員についての認可を行っています。

② 実績

平成 24 年度から平成 26 年度における実績は、以下のとおりです。

（単位：件）

	24 年度	25 年度	26 年度
認可件数	240	275	262

(3) 日本年金機構が行う立入検査等に係る認可

① 概要

厚生年金保険等の未適用の事業所への加入指導及び立入検査並びに適用事業所への事業所調査については、厚生年金保険法等の規定により日本年金機構へ事務の委任がなされていますが、機構が立入検査等を実施するに際しては、厚生労働大臣の事前認可が必要とされていることから、地方厚生局長が権限の委任を受け、この立入検査等に係る認可を行っています。

② 実績

平成 24 年度から平成 26 年度における実績は、以下のとおりです。

(単位：件)

	24 年度	25 年度	26 年度
認可件数	114,736	138,257	133,793

(4) 日本年金機構が行う受給権者及び被保険者に関する調査等の認可

① 概要

厚生年金保険法等の規定により日本年金機構が行う年金受給権者及び被保険者に対する調査の実施に際しては、厚生労働大臣の事前認可が必要とされていることから、地方厚生局長が権限の委任を受け、この調査等に係る認可を行っています。

② 実績

平成 24 年度から平成 26 年度における実績は、以下のとおりです。

(単位：件)

	24 年度	25 年度	26 年度
認可件数	14	16	19

(5) 日本年金機構からの滞納処分等の実施結果に係る報告

① 概要

日本年金機構が行った滞納処分等について、機構よりその結果の報告を受け、確認を行っています。

② 実績

平成 24 年度から平成 26 年度における実績は、以下のとおりです。

(単位：件)

	24 年度	25 年度	26 年度
報告件数	17,266	19,769	23,288

(6) 日本年金機構からの立入検査等の実施結果に係る報告

① 概要

日本年金機構が行った未適用事業所に対する立入検査等について、機構よりその結果の報告を受け、確認を行っています。

② 実績

平成 24 年度から平成 26 年度における実績は、以下のとおりです。

なお、平成 26 年度の報告件数が前年度以前の報告件数に対して減少しているのは、認可有効期間が平成 26 年 4 月より、6 ヶ月間から 1 年間に改正されたことによるためです。

(単位：件)

	24 年度	25 年度	26 年度
報告件数	113,366	125,494	46,564

(7) 上記(1)～(6)に係る日本年金機構に対する監督

① 概要

厚生年金保険等の被保険者に関する記録の管理及び上記(1)～(6)に掲げる認可申請等が適正かつ円滑に行われるよう、日本年金機構近畿ブロック本部との情報の共有を図りながら監督を行っています。

② 実績

平成 24 年度から平成 26 年度における実績は、以下のとおりです。

(単位：回)

	24 年度	25 年度	26 年度
連絡調整会議	8	6	6

(8) 厚生年金保険料等の納付の猶予等

① 概要

災害等に係る厚生年金保険料等の納付の猶予及び納付の猶予の取消しについて、その権限が地方厚生局長に委任されたことから、平成 24 年 11 月 1 日より、この猶予及び猶予の取消しを行っています。

② 実績

平成 24 年度から平成 26 年度における実績は、以下のとおりです。

(単位：件)

	24 年度	25 年度	26 年度
許可件数	1	0	0
不許可件数	0	6	1